

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令第 18 条、第 19 条、第 22 条及び第 23 条による改正後の確定拠出年金法施行規則、確定企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令に規定する方法について

## 1 電磁的記録媒体に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

- (例 1) PC 端末の内蔵ハードディスクに記録し、当該 PC 端末を実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合
- (例 2) USB メモリに記録し、当該 USB メモリを挿入した PC 端末を各実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合

## 2 電子情報処理組織を使用する方法

- (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - (例 1) 電子メールを使用して情報の授受を行う場合
  - (例 2) 電子メール以外のインターネットを経由した情報伝達手段（SMS など）を用いて、情報の授受を行う場合
- (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
  - (例 1) 送信者がウェブサイトに関し情報を掲載し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合
  - (例 2) 送信者がクラウドサーバに関し情報を保存し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合